

専決処分の報告について

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める
条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方
自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める
条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に
よる「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別
紙のとおり専決処分する。

令和7年8月4日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

児童福祉法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたた
め、改正する。

秦野市条例第 17 号

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例等の一部を改正する条例

（秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成 26 年秦野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「児童福祉法第 33 条の 10 各号」を「児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

（秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年秦野市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

（秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年秦野市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「児童福祉法第 33 条の 10 各号」を「児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

報告第 16 号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部改正	
(虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他その教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他その教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正	
(虐待等の禁止) 第 13 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他その利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 13 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他その利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正	
(虐待等の禁止) 第 14 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、	(虐待等の禁止) 第 14 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、

児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他その利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他その利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。